

刑が確定したことを受けて

社会福祉法人かながわ共同会

理事長 草光 純二

令和2年3月30日の経過により、被告人に対する刑が確定いたしました。

かながわ共同会は、この3年8ヶ月余りの間、この事件で犠牲になった方の無念な思い、残されたご遺族の悲しみに心を寄せてまいりました。刑が確定したことで、ご遺族の皆様にとっても一つの区切りになるのではないかと思います。

かながわ共同会は、1月8日から3月16日までのすべての公判を傍聴してまいりました。事件の後、数多くの職員が検察の事情聴取に応じ、公判の中でも、複数の職員の証言が検察側からの朗読の中に出てきました。とりわけ事件当日の夜勤者の証言を通して、犯行当時の状況が詳細に分かってきました。この事件の真相を明らかにすることが津久井やまゆり園職員の責務と考え、職員が事情聴取に応じてくれたものと感じています。

しかし、公判では、事件の原因について何ら解明はなく、被告人の対応によってご遺族や被害者、職員は余計に傷けられたと考えています。被告人の成育歴や家庭環境等の検証は十分に行われず、この事件の背景にあるものが明らかにならなかったことは、大変残念に思っています。また、被告人からは心からのお詫びの言葉や態度が見られなかっただけでなく、障害のある方々の存在を否定する発言が再三あったことには、憤りを禁じ得ません。

かながわ共同会は、被告の身勝手に異常な障がい者差別・排斥主義を決して許さず、同調する考え方を断固阻止します。障害のある方が生き生きと暮らしていける、ともに生きる社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。そして、この事件を契機として、すべての方々に、ともに生きる社会づくりをどのように進めていけばいいか考えていただけることを願っています。

最後に、改めてこの事件で犠牲になった方々のご冥福をお祈り申し上げます。そして、残されたご遺族の皆様が少しでも落ち着いてお過ごしいただけますようお祈り申し上げます。